

第百六十一話 エラブカからの告発


エラブカ東京都人会代表の富樫氏（士 58 期、少尉任官直後終戦、エラブカ収容所に抑留、エラブカには相沢英之氏、板垣正等も収容）から「ソ連抑留体験者の告発」と題する DVD（言論テレビ Vol1115）を頂戴し、早速に視聴させて頂いた。想像を絶する過酷さである。DVD 等を参考に、その過酷さ・蛮行を記すこととしたい。

1 シベリア抑留の概要

ソ連は、投降した日本軍将兵・軍属、一部の民間人等約 65 万人(或いは 57.5 万人)が、スターリンの指示に基づき、労働力としてソ連領内等に移送した。主としてシベリア鉄道に沿う地域の収容所(ラーゲリ)約 2,000 に分散収容された。正に収容所列島だ。極東地域、シベリア地域、ウラル以西地域、ウクライナ、中央アジア地域、モンゴル地域及び北朝鮮地域である。厳寒、苛烈な強制労働、極めて劣悪な環境下、死亡率は 10% を超えた。(因みに日露戦争時の死亡率 4.6%) さらに問題なのは死亡者の全てが未だに特定されていないことだ。来日したエリツィンは「非人間的行為」と一応の謝罪。抑留決定の要因は北海道代償説(北海道北半分分割占領拒否の代替)が強いようだ。

シベリア抑留は武装解除日本兵の日本家庭への復帰を保証したポツダム宣言に違反し、戦闘行為終了後に不当に留め置かれた抑留者は捕虜ではない筈だが、ソ連側は飽くまでも捕虜であると主張している。

2 エラブカ（第九十七収容所）について

現東タタールスタン共和国の東部、ソ連人も恐れたエラブカ収容所（思想犯の重罪人収容）、北緯 38 度線以北で抑留された富樫氏は、シベリア鉄道で行く先も不明なまま移送、脱走は死を意味、駅から徒歩で 80 km 移動して翌 21 年元旦に到着、エラブカ収容者数 約 9 千人、半洞窟兵舎(屋根のみ地表)、二段蚕棚に袋に藁を詰めたマット、B ラーゲリは将校用の収容所、大尉以上は体力的に重労働不適、体力消耗甚だし、暖房・炊事用だからとの理由で将校に労働強要、ソ連兵は質素な生活
 (相沢氏 facebook から)

3 長期抑留の過酷な状況等

- ①1000 人単位の作業大隊に編制
- ②将校労働の禁止に違反した自主請願方式による就労の実質的強要
- ③人権無視の奴隷労働と変わらぬ過酷な労働の種類(収容所内の営内作業は除外)
- ④ノルマの強制、時に連帯責任、銃口の威嚇下での作業
- ⑤1 日の食卓量：300g の黒パン、薄いスープ、一杯の紅茶（砂糖 10g 付）、夕食ジャガイモ少々、常に空腹状態、栄養失調、水道水で腸チフスも
- ⑥国際法違反の懲罰減食もあり、恐怖
- ⑦自己調達（収穫時に組織的に？くすね、野ビルも食し、沼の貝採取、鼠で捕獲等）
- ⑧一般的な収容所では「共産主義教育」「日本しんぶん発行」「階級闘争」の思想育成、転向者もあり。反ソ分子の吊し上げや露骨な暴行

4 シベリア抑留に係る課題

- (1) 死亡者の特定作業の遅延 ソ連の死者名簿引渡は約 4.1 万人のみ
(確認済み死者数は 25.4 万人、行方不明・推定死者数 9.3 万人計約 34 万人)
- (2) 賃金未払問題 日ソ共同宣言で双方の請求権放棄との関係で国に対する補償請求、裁判では原告の請求棄却、シベリア特措法による一時金支給
- (3) 遺骨収集事業 収集遺骨に日本人以外の骨が混在していたことが判明、厚労省放置。今後の進め方の再検討と集中収集期間内の収集要領の検討等

* 改めて、“ソ連の蛮行許すまじ”の感を強くした次第である。

(第百六十一話 了)